

宮 剣 連 号 外
令和 6 年 3 月 14 日

各市郡剣道連盟会長殿
各加盟団体会長 殿

(一財) 宮城県剣道連盟
会 長 井上 雅勝

令和 6 年度以降の称号受審要件の講習会について (通知)

日頃、本連盟の活動に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

全剣連では、令和 6 年度以降の称号審査について、当分の間小論文形式で行う予定としております。該当される方は一層研修を深められ積極的な受審をお願いいたします。

なお、令和 6 年度以降の称号受審要件に該当する講習会並びに必要な受講回数については、下記の通りとしますので、貴連盟の会員各位に周知方お願いします。

記

1 該当する講習会

(1) 地方代表団体 (宮城県剣道連盟) が行う講習

- ① 剣道 (審判法) 講習会 4 月開催予定
- ② 剣道 (指導法) 講習会 6 月開催予定
- ③ 地域 (仙台) 社会武道 (剣道) 指導者講習会 11 月開催予定
- ④ 全剣連後援講習会 7 年度実施予定
- ⑤ その他 (事業計画外で当法人が認定した講習会)

※各講習会要項を確認の上受講して下さい。

(2) 全剣連が主催する講習又は、社会体育指導者資格中級の認定

全剣連主催講習を受講された方は宮剣連事務局まで確認願います。

2 受審に必要な受講回数

- (1) 錬士号 六段受有後 1 回以上の受講が必要となります。
- (2) 教士号 七段受有後 2 回以上の受講が必要となります。

※申請書に該当する講習会の受講歴を記載し、修了証の写しを添付する。

(修了証のない方は、事務局にお問い合わせください。)